

児童扶養手当・特別児童扶養手当をご存知ですか？

児童扶養手当(子ども育成課) ☎(64)7719
特別児童扶養手当(健康福祉課) ☎(64)7705



児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給対象は次のとおりです。申請方法など詳しいことはお問い合わせください。なお、偽りやその他不正な手段により手当を受けたときには、法令により罰せられる場合があります。

児童扶養手当

対象 次の①～⑨の条件にあ

てはまる「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満の児童)」を監護している父または母、父または母に代わってその児童を養育している人。

① 父母が離婚した後、父または母と生活していない。

② 父または母が死亡した。

③ 父または母が重度の障害(障害基礎年金一級相当)の状態にある。(児童が父または母の障害年金の加算対象になっている場合は、年金の子加算と児童扶養手当による差額分の手当を受給できません)

④ 父または母が生死不明

⑤ 父または母に1年以上にわたり遺棄されている。

⑥ 父または母が裁判所か

らDV保護命令を受けている。

⑦ 父または母が1年以上拘禁中

⑧ 未婚の母の子

⑨ その他法令で定めるものの。

手当額(月額)

※所得により異なります。

【全部支給】

1人 42,290円

2人目 +9,990円

3人目以降 +5,990円

【一部支給】

1人 42,280円

2人目 +9,980円

3人目以降 +5,980円

※物価により変動する場合があります。

あります。

次に該当する場合は支給されません。

○児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。

○親族以外の男性または女性と同居するなど事実的な婚姻関係がある。

○児童が児童福祉法に規定する里親に委託されている。

○児童が児童福祉施設などに入所している。

○児童が父または母の配偶者

に養育されている。
○請求者などの所得額や年金等支給額が一定の学を超えている。

特別児童扶養手当

対象 身体障害、知的障害、

精神障害(発達障害を含む)などで、一定の障害がある20歳未満の児童を監護する父、もしくは母または父や母に代わって養育している人。

手当額(月額)

51,450円(一級)

34,270円(二級)

※物価により変動する場合があります。

次に該当する場合は支給されないことがあります。

○児童・父母もしくは養育者が日本国内に住所を有しない。

○児童が児童福祉施設などに入所している。

○児童が障害を事由とする公的年金などを受けることができる。

○父母などの所得が一定の額を超えている。